

### 今回の内容

①会議情報、②ワンポイント・アドバイス、③コラム（片山委員）

## 会議情報

最近の、消費者安全調査委員会での議論についてお知らせします。

### 第10回消費者安全調査委員会（平成25年7月19日）

- エレベーター事故  
エレベーター事故の評価書案について、担当専門委員から工学等事故調査部会における審議状況の報告を受けました。  
調査委員会が出された意見も踏まえて、引き続き評価書案の作成作業を行います。  
なお、この事故は、国土交通省の昇降機等事故対策委員会が調査を行っていましたので、その調査結果の「評価」をしています。
- 機械式立体駐車場事故  
機械式立体駐車場の事故の事案選定について議論を行った結果、マンションの敷地内の機械式立体駐車場で発生した事故1件について、今後調査を行っていくこととしました。  
なお、機械式立体駐車場については、多くの方に利用されていますが、死亡事故も発生し、その中には、子どもが犠牲になった事故もあることから、調査委員会として、事故の再発を防ぐための原因究明の調査等を行うことを第8回調査委員会において決定し、具体的にどの事故を調査の対象とするか検討していました。
- 今後の調査案件の候補について  
今後の調査案件の候補について議論を行い、今後、それぞれの事案について、関係する専門委員等からアドバイスをいただきながら、事務局で更に情報収集を行うことになりました。
- 一般の方からいただいた「申出」事案  
事務局から、類似事例、制度等の関連情報や専門委員の見解などの情報収集の結果が報告され、その内容に基づき調査委員会で検討した結果、5件については調査を行わないことになりました。残りの案件（31件）については、引き続き、臨時委員、専門委員等の知見も活用しながら、事務局で丁寧に情報収集を行った上で調査委員会において判断していくこととなります。

### 部会の動き

- 工学等事故調査部会  
7月中旬に開催し、エレベーター事故の評価書案について審議しました。事故発生の原因として、エレベーター本体の問題だけでなく、エレベーターの保守管理などについて幅広く意見が出されました。このほか、ガス湯沸器による一酸化炭素中毒事故の評価書案などについて審議を行いました。

### ☆健康食品やサプリメントの注意

★市場にはさまざまな健康食品が流通していますが、使い方によっては体調を崩す場合もあり、注意が必要です。健康食品について正しく理解しましょう。



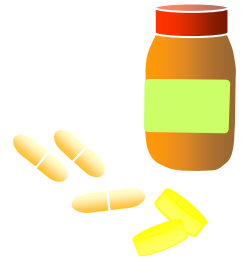
★成分名など表示内容を確認しましょう！

製品を選ぶ際には、成分名、含有量、問合せ先などの表示内容を確認し、品質や消費者対応のきちんとした製品を選ぶように心がけることが大切です。

「〇〇に効く！」「△△が治る！」といった表示・表現をしているものは薬事法に違反します。

★薬のような使い方をしたり、薬と併用しない！

錠剤やカプセル状の健康食品は薬のように思うかもしれませんが、まったく別のもので、健康食品を薬と同じように使用すると、治癒が遅れたり症状が悪化することがあります。また、健康食品の成分によっては、薬の効果が弱くなったり副作用が強まったりすることもあります。健康食品と薬を併用することの安全性についてはほとんど解明されていません。



(参考)

○「健康食品」のホームページ（厚生労働省）

[http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/shokuhin/hokenkinou/index.html](http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/hokenkinou/index.html)

○「健康食品」・サプリメントについて（日本医師会）

<http://www.med.or.jp/people/info/knkshoku/000709.html>

○「健康食品」の安全性・有効性情報（独立行政法人 国立健康・栄養研究所）

<https://hfnet.nih.go.jp/>

※健康食品はアレルギー反応が出るかどうかも含め自己判断となります。「天然」「自然」とあると「安全」なイメージを連想しがちですが、天然・自然由来の成分を原料とする製品でもアレルギーの原因となります。特にアレルギー体質でない人でも、多くの成分の何に反応するか分からないため注意が必要です。異常を感じたら、すぐに使用を中止し、医療機関を受診しましょう。



(注) この参考情報は申出事案に関連した一般的な情報であり、申出内容に対する調査結果や回答ではありません。

# 生活に潜む事故の危険から身を守るために大切なこと

消費者安全調査委員会  
委員 片山登志子



製品や施設等に関わる事故に絶対に会わないようにするということは不可能なこともわかりません。機械が突然予期しない異常な動きをしたり発火したりすることもあり、それらのすべてを予測して対処することは難しいことです。

でも、実際に発生している事故に関心を持ち、そこから消費者がどのような行動をしていて事故に会うのか、色々な製品や施設等に事故につながるどのような特性があるのかを知ること、私たちは生活に潜む危険に気づくことができます。

先月6月、消費者安全調査委員会は、エスカレーターからの転落死亡事故について、事故の再発をどうすれば防止できるかについて検証した結果を公表しました（評価結果の詳細は、消費者庁のホームページでご覧下さい）。この痛ましい事故から皆さんはどのような危険に気づかれたでしょうか。

（評価結果の詳細）<http://www.caa.go.jp/csic/action/index5.html>

調査委員会では、

- ① まず、被害者の行動を中心に事故の発生までの状況を詳細に確認し、
- ② そのそれぞれの場面において、なぜエスカレーターの手摺りに身体を乗上げるという事故の発生につながったのか、なぜ転落死亡という重篤な被害にまで至ったのかという点について
- ③ 「もの（エスカレーター本体）」だけを見るのではなく、「環境（エスカレーターの設置環境等）」「人間（利用者・被害者の行動や意識等）」「管理」という幅広い観点から事故の原因を検証しています。

調査委員会は、事故の責任を問うためではなく、どうすれば消費者の安全を確保できるかという視点から原因究明等を行う機関です。ですから、「被害者に向き合う」調査という理念に基づいて、事故が発生するにはどのような理由があったのかを見つけることに力を注いでいます。

この、消費者安全を確保するために事故原因を究明するという視点は、私たち消費者が、生活に潜む危険に気づくための視点でもあります。実際に発生した事故の発生状況を詳細に知るなかで、まずは被害者（消費者）のありのままの生活実態、日常生活における意識や行動特性に気づくことが大切です。そして「自分も同じような行動をとるかもしれない」という気持ちを持って事故を見つめ、どうすれば生活に潜む危険から身を守ることができるかを一人一人が考え、さらにその気づきを家族や周囲の人たちへも伝えていくことが、事故のない安全な社会を築くうえでとても重要です。

そのためにも、事故の検証結果等をわかりやすく公表して、思わぬところに潜んでいる危険を皆さんにお伝えすることが、調査委員会の重要な役割の一つと考えています。